

東郷町週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「地域の守り手」である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (2) 工事完了日 完了届提出日をいう。
- (3) 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日までをいう。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。
 - ア 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）
 - イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
 - ウ 夏季休暇（3日間）
 - エ 年末年始休暇（6日間）
 - オ 工場製作のみの期間
 - カ 工事全体を一時中止している期間
 - キ 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）
- (4) 休工取得率 対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、東郷町が発注する工事で、次の各号のいずれかに該当する工事を除いたものうちから町長が指定したものとする。

- (1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事
- (2) 著しく施工期間が短い工事
- (3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (4) 緊急の応急復旧工事
- (5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間の大部分を占める工事
- (6) 第8条の規定に基づく経費補正を行う前の当初設計金額が1千万円未満の工事

(形式)

第4条 週休2日制工事の形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)から(参考3)によることとする。

- (1) 完全週休2日制工事 対象期間において、原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に休工を実施する工事とする。なお、地元条件等により、土曜日、日曜日又は休日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日)で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。
- (2) 月単位の週休2日制工事 対象期間のすべての月ごとにおいて、休工取得率が28.5%(8/28)以上である工事とする。
- (3) 通期の週休2日制工事 対象期間の全日数の28.5%(8/28)以上の日数の休工を実施する工事とする。なお、休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認めるものとする。

(取組内容)

第5条 週休2日制工事における取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象工事の受注者は、契約後、施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように休工取得計画表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。
- (2) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により休工実施状況報告書を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (3) 受注者は月単位の週休2日制工事又は通期の週休2日制工事が達成できない

ことが判明した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

(4) 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(5) 対象工事の受注者は、通期の週休2日制工事が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第6条 完全週休2日制工事、月単位の週休2日制工事又は通期の週休2日制工事における工事成績評定については、工事成績評定表の「6 社会性等 I 地域への貢献等」において評価する。

(取組証の発行)

第7条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式第1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第8条 この要領の対象工事における経費の補正については、次のとおりとする。

(1) 補正率

それぞれの経費に次の表の休工状況の適用区分に応じて、各欄の補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としない。

休工状況の 適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費（賃料）	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

※土木工事市場単価、土木工事標準単価及び下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表による。

(2) 補正方法等

当初設計から月単位の週休2日（4週8休以上）の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約を行うものとする。

（工事名）

第9条 この要領の対象工事を発注するときは、当該工事名の末尾に「（週休2日）」を明記するものとする。

（特記仕様書）

第10条 この要領の対象工事を発注するときは、特記仕様書に以下のことを明示するものとする。

ア この要領の対象工事であること。

イ 対象工事において、第2条第3号に規定する非対象期間を設定する場合は、非対象期間の内容

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

市場単価積算の補正対象及び補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧搾工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

土木工事標準単価積算の補正対象及び補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03

下水道用設計標準歩掛における市場単価の補正対象及び補正係数

名称	規格・仕様	補正係数	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

週休2日制工事取組証

名称又は商号

代表者名氏名 様

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	
工 期	(着工) (完了)
最 終 契 約 金 額 ^{※1}	金 円
完 了 年 月 日	
本 工 事 の 業 種 ^{※2}	
週 休 2 日 制 の 形 式	完全週休2日制工事
	月単位の週休2日制工事
	通期の週休2日制工事

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載
(例) PC上部工事の場合は「プレストコンクリート工事」と記載

東郷町長

印